小地域福祉活動の再開に向けた
 感染拡大予防ガイドライン

社会福祉法人四日市市社会福祉協議会

更新 令和5 年 5月17日

第7版

*このガイドラインつきましては四日市市社会福祉協議会ホームページ (https://yonshakyou.jimdo.com/) をご参照ください。

はじめに

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されました。各地区で実施されています小地域福祉活動におかれましては、引き続き感染症に注意しながら活動の実施をお願いします。

1. 実施・再開に当たっての考え方について

四日市市社会福祉協議会では、小地域福祉活動の実施・再開について各種団体等の「自主 判断」としています。感染症に注意しながら実施・再開をしていきましょう。

実施の判断に迷われた際は、四日市市、四日市市社会福祉協議会への相談をお願いします。

(1)マスク着用の考え方について

マスクの着用については個人の判断に委ねることを基本とします。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう配慮をお願いします。 参考:新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

(2)参加者を募集する際に参加者への周知について

- ①体調が悪い場合は無理に参加をしないようお願いすること
- ②参加者には基本的な感染症対策(3密の回避・人と人との距離の確保・手洗い等の 手指衛生・換気等)をお願いすること 参考:新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

広報などに記載する例

例1) 本人の体調がよくない場合

(例:発熱・風邪の症状がある場合) は自主的に参加を見合わせてください

例2) 当日、感染症対策のためにご協力をお願いします

①手洗い、消毒にご協力ください。

②換気のため窓を開けての開催となることがあります。

· · · etc

活動内容によって、必要な内容は違いますので、記載例を参考に案内ちらしなどを作成して ください。

2、さいごに

今後も各地域で小地域福祉活動が実施されるように市社協としてもサポートさせていただきます。お気軽にご相談ください。

問い合わせ先 四日市市社会福祉協議会 地域福祉課 059-354-8144

●ガイドライン作成協力機関

四日市市高齢福祉課

四日市市北地域包括支援センター

四日市市中地域包括支援センター

四日市市南地域包括支援センター